

# ◆マークンギフトカードには有効期限（券面記載）がございます◆

## マークンギフトカード利用規約

### 第1条 総則

本規約はマークンカード事業協同当組合（以下「当組合」という）が発行するマークンギフトカードを購入、利用するに際しての条件、遵守事項を定めるものです。

### 第2条 定義

1. マークンギフトカードとは当組合が発行・販売するプリペイドポイント等の電子情報を記録する媒体である商品券カードです。当組合の加盟店及び準加盟店で商品の購入、役務の提供その他の取引（以下「商品購入等」という）において、その代金の支払いに使えます。
2. 加盟店とは、当組合に所属したマークンのキャラクターを表示している店をいいます。加盟店ではマークンギフトカードとマークンカードがご利用出来ます。
3. 準加盟店とは、マークンギフトカード取扱店の表示をした店をいいます。準加盟店ではマークンギフトカードが利用できます。
4. マークンカードとは、当組合がマークンギフトカードとは別に発行している会員登録制のポイントカードです。マークンカードについては本規約では定めませんので、別の「マークンカード会員規約」をご参照願います。
5. プリペイドポイントとは、当組合が金額に応じた対価をお客様から得て発行する前払式支払手段であって、お客様が、本規約に基づき、1プリペイドポイント＝1円として、加盟店および準加盟店での商品購入等における代金の支払いに使用することができるものをいいます。マークンギフトカード表面に「累計プリペ」と表示されます。なお、マークンカードに記録されるプリペイドポイントとは別のポイントであって、有効期限等が異なりますのでご注意ください。

### 第3条 マークンギフトカードの購入

1. 当組合のお客様窓口にて購入できます。当組合があらかじめ定めた額面金額（500円から30,000円）の範囲でご希望の額のプリペイドポイントを発行しマークンギフトカードに記録しお渡しします。
2. マークンギフトカードに記録されたプリペイドポイントは、換金・払戻しは出来ません。
3. マークンギフトカードに記録されたプリペイドポイントは、マークンカードおよび別のマークンギフトカードへ移行することは出来ません。

### 第4条 マークンギフトカードの有効期限

1. マークンギフトカードの有効期限は発行日から6か月です。マークンギフトカードの有効期限が到来すると、記録されているプリペイドポイントは失効します。
2. マークンギフトカードの有効期限は発行時に当該カードへ印字されたもので固定され、店での使用等によって延長はされません。
3. 有効期限切れとなったマークンギフトカードは残高があっても店頭にて回収いたします。

### 第5条 マークンギフトカードの使用

1. 加盟店での使用  
商品購入等の代金の支払い時にマークンギフトカードを提示し、プリペイドポイントでの支払いの旨をお伝えください。代金分のプリペイドポイントを当該カードの券面金額より減じて、残高をカード表面に再表示してお渡しします。但し、残高が0になったカードは店頭にて回収いたします。
2. 準加盟店での使用  
商品購入等の代金の支払い時にマークンギフトカードを提示し、当該カードでの支払いの旨をお伝えください。当該カードは店頭にて回収します。支払代金が当該カードの券面金額に満たない場合でも差額のお支払（お釣り）は行いませんので、ご注意下さい。

### 第6条 紛失、盗難、破損等

1. 紛失、盗難等にあわれた場合はその損失は補償いたしません。
2. 磁気エラーまたは破損によって店舗端末が受け付けなくなった場合は、その当該カードと交換で再発行をします。この際には残高と有効期限は元のカードの内容を引継ぎます。但し、破損が酷く券面上で残高および有効期限が確認できない場合は再発行はせず、補償はいたしません。

### 第7条 その他事項

1. マークンギフトカードはお客様またはマークンカード会員にてプリペイドポイントを繰り返し記録することは出来ません。
2. マークンギフトカードはマークンカード会員でなくても購入、使用が出来ます。

### 第8条 裁判管轄

本規約に基づく取引に関して、当組合との間に紛争が生じた場合は、長野地方裁判所飯田支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第9条 規約の変更

当組合は、当組合の判断で予告無く本規約を変更することができるものとします。変更の内容は、その都度ホームページ等でお知らせいたします。

### 附則 本規約は、令和元年9月1日より適用いたします

マークンギフトカード又は本規約に関するご質問、ご相談等がございましたら下記まで、ご連絡ください